

秋田市都市緑化推進専門部会における検討経緯

		第10回 (H19.7.6開催) までの経緯				第11回 (H19.9.28開催) 時点の経緯		第12回 (H20.1.15開催) 時点の経緯		第13回 (H20.9.3開催) 時点の経緯		
区分		現行制度	現状	課題	今後の方向性(案)	議事骨子	秋田市における今後の対応1	議事骨子	秋田市における今後の対応2	残された課題	議事骨子	秋田市における今後の対応3
保存樹指定の目的		都市緑化の推進のため、歴史のある樹木(樹木の集団を含む。以下同じ。)、美観上優れた樹木又は貴重な樹木を保存樹として指定することができる。(秋田市都市緑化の推進に関する条例 第9条 1) 保存樹の制度は、標柱を設置し樹木を知らしめることが主な事業である。	現在の指定実績 196カ所、1967本(平成20年3月31日現在) 近年は指定解除への要望が多い。	所有者が変わったときに、保存樹の意義が、新たな所有者に理解されない。	約2000本の保存樹があり、地域の緑と美観を提供していることから、今後とも、保存樹制度は継続して行く。 ただし、目的、意義などについて、市民に広くPRを進め、理解を深める。		1. 保存樹制度については、これまで通り継続する。 特別な樹木の再指定については、今後の検討とする。(基準づくり等の検討)	-	-	保存樹の管理を市はどこまで関与すべきか。(基本的考え方) 現行制度より市が踏み込む場合、保存樹を特別なものとそれ以外に区分して対応することよいか。	残された課題の 揭示	制度見直しのための判断材料を収集する。(保存樹木の現況調査、所有者等の意向調査など)
	指定の効果	<p>標識の設置 ・保存樹であることの標識が設置され、公表される。(秋田市都市緑化の推進に関する条例 第10条)</p> <p>保存樹の保護<行為制限> ・保存樹の保存に影響を及ぼす行為の制限、中止命令(秋田市都市緑化の推進に関する条例 第11条)</p> <p>保存樹等の管理<応急措置への市の協力> ・人、住家に危害を及ぼすおそれがある樹木の管理について、必要な範囲での協力が可能(秋田市保存樹指定事務取扱要綱 第11-2)</p> <p>保存樹管理事業 ・市所有の保存樹の管理、危険性のある民間所有の保存樹の修復(1/2)</p>	<p>・人や住家に危害を及ぼすおそれのある場合、秋田市が協力している。</p> <p>・マツクイムシ防除などを行っている。</p> <p>・樹木診断を定期的に実施している。(市が全額負担)</p> <p>・日常的な維持管理については、所有者等の負担により実施している。</p>	<p>樹形を維持するための日常的な剪定費用が高い</p> <p>落ち葉により、所有者、隣接住民等の屋根、雨樋などが痛み、補修経費がかかる。</p> <p>強風等による枝落下の懸念から近接住民の不安。</p>	<p>課題については、個性が高いことから、事案ごとにさらなる分析を行い対応を検討する。</p> <p>課題については、個性が高いことから、事案ごとにさらなる分析を行い対応を検討する。</p> <p>課題については、個性が高いことから、事案ごとにさらなる分析を行い対応を検討する。</p>	<p>保存樹の制度というのは、市が特別何かをする制度ではない。</p> <p>本当に大事な樹木については、別の制度を設けて手厚く守っていくということにはすべきではないか。</p> <p>2. 保存樹制度は、市が指定し、維持管理は所有者等が行うことを前提として、維持管理及び保存に関わる活動としては、これまでどおり行うものとする。 1) 人や住家に危害を及ぼすおそれがある樹木の管理について、必要な範囲で協力する。 2) 樹木診断などを計画的に実行し、個別の対応についての助言を行う。</p>	-	-	<p>保存樹の管理を市はどこまで関与すべきか。(基本的考え方)(再掲)</p> <p>所有者等への情報提供や助言といった支援策の具体的な内容、実施方法。(支援策の持続可能性への配慮)</p>	残された課題の 揭示		
保存樹指定の手続きなど	指定	・市長が、審議会、土地の所有者、占有者の意見を聞き指定する(秋田市都市緑化の推進に関する条例 第9条 2)	所有者等による申し出と 所有者等から意見を聴く。 審議会から意見を聴く。 市長が指定する。	指定・解除の申し出者の資格要件が明確でない。(近隣住民等、危険を感じている人からの指定解除の要望がある。)	・申し出者の資格要件を明確にする。(所有者、占有者及び周辺住民) 周辺住民: 樹木による恩恵(身近な緑としての恩恵など)を受けるとともに倒伏などにより危険が及ぶ範囲に住む住民など。	所有者の了解なしに、近隣住民が指定解除の手続きができるというのは、おかしい。 トラブルのもとになるのではないか。 あくまでも所有者による指定、解除申請としてはどうか。	・申し出者の資格要件を明確にする。(所有者、占有者とする)	-	-	指定・解除の申し出者の資格要件を所有者、占有者に限定するには、条例の改正が必要。	残された課題の 揭示	(解除について、解除の申し出者は資格要件を問わないとするが、その際には現地調査や所有者の意向を聞き、問題解決方法を検討する。軽微な剪定などの場合を除き、必要な場合には審議会に諮問する。)
	解除	<p>・市長が、審議会、土地の所有者、占有者の意見を聞き指定解除する(秋田市都市緑化の推進に関する条例 第9条 3)</p> <p>・保存樹等が次のいずれかの場合指定解除できる。 (1) 倒伏、滅失、枯死または著しく損傷したとき (2) 人や住家に危害を及ぼすおそれの生じたとき (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき (4) その他市長が特に必要と定めたとき</p> <p>・所有者等が市長に届け出る。(秋田市保存樹指定事務取扱要綱 第6)</p>	<p>解除の申し出は、所有者等としている。</p> <p>所有者、占有者からの意見書による意見徴収を行う。</p> <p>審議会からの意見徴収の流れは以下のとおりである。</p> <p>審議会諮問 審議会から専門部会開催議決 専門部会から審議会に報告 審議会からの答申</p> <p>市長による指定解除が行われる。</p>	<p>指定解除要件において、滅失、倒伏の場合(すでに樹木等が無くなっている場合)、審議会から意見を聞くことの必要性。</p> <p>滅失、緊急的対応の求められる樹木の指定解除に関する特例措置(申請に基づく、市長の判断による指定解除)を設ける。</p>	-	-	緊急的対応の求められる保存樹、滅失、倒伏した保存樹の指定解除は、専門部会長へ一任し、直近の専門部会を経て審議会へ報告する。	緊急的対応の求められる保存樹、滅失、倒伏した保存樹の指定解除は、専門部会長へ一任し、直近の専門部会を経て審議会へ報告する。	-	-	-	-